

宗像市工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、宗像市が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設工事の受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、1件の請負金額が130万円を超える建設工事（以下「工事」という。）とする。ただし、緊急工事、修繕工事等で市長が認めたときは、評定をしないことができる。

（評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況及び目的物の品質等について行うものとする。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- （1）検査員（宗像市契約事務規則（平成15年宗像市規則第35号）第64条の検査員をいう。）
- （2）担当監督員、主任監督員及び総括監督員（宗像市契約事務規則第60条の監督員から、それぞれ選任する。ただし、やむを得ない場合は、主任監督員及び総括監督員は兼任できることとする。）

（評定の方法等）

第5条 評定は、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

（評定の時期）

第6条 検査員である評定者は検査を実施したときに、その他の評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

（評定結果の提出）

- 第7条 工事の担当課長は、評定を終了したときは、速やかに、契約検査課長に対して評定結果を報告するものとする。
- 2 契約検査課長は、前項の報告を受けたときは、内容の確認後、定期的に、市長に対して、当該結果を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条第2項の規定により評定結果の提出があったときは、速やかに、工事の受注者に対して、当該結果を通知するものとする。

(評定の修正等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、当該評定を修正する必要があると認めたときは、当該評価を修正するものとする。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、速やかに、工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、契約検査課長を通じて、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明の求めがあった日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により回答しなければならない。

3 市長は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に回答することができないときは、同項の規定にかかわらず、説明の求めがあった日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、市長は、説明を求めた者に対し、速やかに延長の理由及び延長後の期間を書面で通知しなければならない。

(様式)

第11条 評定に必要な帳票の様式については、契約検査課長が別に定める。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 評定の対象は、平成19年11月1日以降に発注する工事とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 評定の対象は、平成25年4月1日以降に発注する工事とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する